

特定建設作業の届出

- 届出……(提出部数 2部)
- 特定建設作業工事開始日の7日前までに届出が必要

(注)ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

特定建設作業実施届出書

- ・ 氏名又は名称、住所
(法人の場合は代表者の氏名)
- ・ 建設工事に係る施設または工作物の種類
- ・ 特定建設作業の場所及び実施の期間
- ・ 騒音・振動の防止の方法
- ・ その他環境省令で定める事項

(添付資料)

- ・ 工事の工程表
- ・ 付近の見取り図
- ・ 使用する機械のカタログ等内容の分かるもの